

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のあぶらな科野菜	5	5	○			だいこん類の葉の残留値の5倍にて緊急登録
ごぼう	0.4	0.4	○	0.5		【1.060-1.886(n=3)(米国)】 【米国ビート葉参照】 2.26(#), 2.21(#) 【米国ほうれんそう参照】 【<0.05-2.13(n=19)(米国レタス・外葉あり)】、【<0.05-0.72(n=19)(米国レタス・外葉なし)】、【<0.05-2.61(n=22)(米国リーフレタス)】
サルシフィー	0.4	0.4		0.5		
アーティチョーク	2	1.8			2.5 アメカ	
チコリ	3	2.8			4.0 アメカ	
エンダイブ	5	5	○			
しゅんぎく	3	2.5			3.5 アメカ	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	2.5	○	2	3.5 アメカ	
その他のさく科野菜	5	5	○	0.5		0.4, 2.6(\$)(すいぜんじな)
たまねぎ	0.07	0.07	○	0.1		0.04, 0.22(\$)(葉ねぎ) <0.4, <0.4 0.14(#), 0.30(#) 0.7, 1.0
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	0.7	○	0.05		
にら	1	1	○			
アスパラガス	0.7	0.7	○			
わけぎ	2	2	○			
にんじん	0.4	0.4	○	0.5		【米国ほうれんそう参照】 【0.13-5.62(n=12)(米国セロリ)】 2.77, 2.50 【米国セロリ参照】
パースニップ	0.4	0.4		0.5		
パセリ	3	3	○		3.5 アメカ	
セロリ	4	4.2	○		6.0 アメカ	
みつば	5	5	○			
その他のせり科野菜	4	4.2	○	0.5	6.0 アメカ	
トマト	2	2	○	0.5		0.04, 0.12, 0.14 / 0.08 / 0.06 / 0.08 / 0.15(#)/ 0.12, 0.13 / 0.26, 0.13(トマト)、0.52(\$), 0.24(ミニトマト)
ピーマン	3	3	○	1		0.08, 0.01 / 1.20(\$), 0.60 / 0.8, 0.8
なす	2	0.5	申	0.2		<0.005, <0.005 / 0.121, 0.078 / 0.04, 0.12 / 0.61(\$), 0.32
その他のなす科野菜	5	5	○	1		1.6(\$), 1.2(ししとう), 1.2, 1.5(伏見甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	1		0.010, <0.005 / 0.18, 0.12 / 0.04, 0.04 / 0.08(#), 0.20 / 0.42(#)(\$), 0.16(#)
かぼちや(スカッシュを含む。)	1	1	○	1		(きゅうり参照)
しろりり	1	1	○			きゅうりの残留値の2倍にて緊急登録
すいか	0.5	0.5	○	0.2		<0.01(#), 0.04(#) / 0.11(#)(\$), 0.02(#)
メロン類果実	0.4	0.35	○	0.2	0.5 アメカ	0.47, 0.85 / 0.16, 0.42(\$)(にがうり)
まくわうり	0.4	0.35	○	0.2	0.5 アメカ	
その他のうり科野菜	1	1	○	0.5		
ほうれんそう	15	2.5	申			
オクラ	0.7	0.7	○			0.03, 0.17 / 4.49, 8.68(\$) 【2.87, 4.82(米国)】
しょうが	0.3	0.3			0.40 アメカ	0.18, 0.18 / 0.12, 0.21(\$) / 0.16 【米国ばれいしょ、ラディッシュ、にんじん参照】
未成熟えんどう	4	3.5	○	5		【<0.05-0.89(n=6)(米国)】 【米国大豆参照】
未成熟いんげん	3	2.8	○	2	4.0 アメカ	
えだまめ	3	2.5	○		3.5 アメカ	
その他の野菜	5	5	○	5		1.70, 2.01(ふだんそう)

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
みかん	0.3	0.3	○	1		0.02, 0.06/ <0.01, <0.01
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○	1		0.15, 0.25/0.06
レモン	0.7	0.7	○	1		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	1		
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	1		
ライム	0.7	0.7	○	1		
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	1		0.26, 0.05(かぼす)
りんご	0.5	0.5	○	0.5		0.120, 0.029/ 0.20, 0.12
日本なし	0.7	0.7	○	1		
西洋なし	0.7	0.7	○	1		
マルメロ	0.5	0.5				
びわ	0.5	0.5	○			<0.02(有袋), 0.04(有袋), 0.18(\$)(有袋), 2.54(無袋), 0.19(無袋)
もも	0.5	0.5	○	0.5		0.195, 0.140/0.12(#), 0.11(#)/0.06, 0.07/0.16(#), 0.14(#)
ネクタリン	2	2.1	○	0.5	3.0	アメリカ 【米国おうとう参照】
あんず(アプリコットを含む。)	2	2.1	○	0.5	3.0	アメリカ 【米国おうとう参照】
すもも(プルーンを含む。)	2	2.1	○	0.2	3.0	アメリカ 【米国おうとう参照】
うめ	0.3	0.3	○			0.07, 0.06
おうとう(チェリーを含む。)	2	2.1		0.5	3.0	アメリカ 【0.929-2.544(n=4)(米国酸味おうとう)】 【0.243-0.630(n=8)(米国甘味おうとう)】
いちご	0.5	0.5	○			0.01(#), 0.03(#)/0.81(#), 0.18(#)
ラズベリー	4	3.5		5		
ブラックベリー	4	3.5		5		
ブルーベリー	4	3.5		5		
クランベリー	0.04	0.04		0.05		
ハックルベリー	4	3.5		5		
その他のベリー類果実	4	3.5		5		
ぶどう	3	3	○	1		1.338(\$), 0.256/0.16, 0.28/0.26, 0.06, 0.76, 0.72/0.59, 0.74/0.08(#), 0.08(#)/0.06(#), 0.12(#)/0.78, 0.41
かき	1	1	○			0.35, 0.28
バナナ	0.04	0.04		0.05		
キウイ	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
パパイヤ	0.7	0.7			1.0	アメリカ 【<0.19-0.59(n=3)(米国)】
アボカド	0.7	0.7			1.0	アメリカ 【米国パパイヤ参照】
グアバ	0.7	0.7			1.0	アメリカ 【0.126-0.400(n=4)(米国)】
マンゴー	1	1	○	0.2		0.49, 0.45
パッションフルーツ	0.7	0.7	○		1.0	アメリカ 【米国グアバ参照】
その他の果実	4	3.5	○	5		
ひまわりの種子	0.04	0.04		0.05	0.05	アメリカ 【<0.05(n=6)(米国)】
べにばなの種子	0.04	0.04			0.05	アメリカ 【米国ひまわり、なたね参照】
綿実	4	4.2			6.0	アメリカ 【0.17-2.51(n=19)(米国)】
なたね	0.04	0.04		0.05	0.05	アメリカ 【<0.05(n=6)(米国)】
その他のオイルシード	0.04	0.04			0.05	アメリカ 【米国ひまわり、なたね参照】
ぎんなん	0.05	0.05	○	0.01		0.01, 0.005
くり	0.05	0.05	○	0.01		<0.01, <0.01
ペカン	0.04	0.04		0.01	0.05	アメリカ 【<0.01-<0.05(n=18)(米国)】
アーモンド	0.04	0.04		0.01	0.05	アメリカ 【<0.01(n=5)(米国)】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
くるみ その他のナッツ類	0.04 0.04	0.04 0.04		0.01 0.01	0.05 0.05	アメリカ アメリカ	【米国ペカン、アーモンド参照】 【米国ペカン、アーモンド参照】
茶 コーヒー豆 カカオ豆 ホップ	10 0.7 0.05 7	10 0.7 0.05 7	○				2.30,1.92,3.84,3.98(荒茶) 1.85,1.90,2.53,3.31(浸出液) 【0.011-0.044(n=4)(米国)】
その他のスパイス その他のハーブ	5 15	5 5	○・申				1.08,2.28/0.24,0.22(みかんの果皮) 7.8, 9.6(やなぎたで)
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3 0.3 0.3	0.1 0.1 0.1	IT IT IT	0.1 0.1 0.1	0.30 0.30 0.30	アメリカ アメリカ アメリカ	推:0.042 (牛の筋肉を参照) (牛の筋肉を参照)
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3 0.3 0.3	0.02 0.02 0.02	IT IT IT		0.30 0.30 0.30	アメリカ アメリカ アメリカ	推:0.025 (牛の脂肪を参照) (牛の脂肪を参照)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3 0.3 0.3	0.2 0.2 0.2	IT IT IT	0.3 0.3 0.3	0.30 0.30 0.30	アメリカ アメリカ アメリカ	推:0.208 (牛の肝臓を参照) (牛の肝臓を参照)
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3 0.3 0.3	0.2 0.2 0.2	IT IT IT	0.3 0.3 0.3	0.30 0.30 0.30	アメリカ アメリカ アメリカ	推:0.125 (牛の腎臓を参照) (牛の腎臓を参照)
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.3 0.3 0.3	0.2 0.2 0.2	IT IT IT	0.3 0.3 0.3	0.30 0.30 0.30	アメリカ アメリカ アメリカ	(牛の肝臓、牛の腎臓を参照) (牛の肝臓、牛の腎臓を参照) (牛の肝臓、牛の腎臓を参照)
乳	0.1	0.1		0.1	0.1	アメリカ	推:0.053
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.02 0.02	0.02 0.02		0.02 0.02			推:<0.02 (鶏の筋肉を参照)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.02 0.02	0.02 0.02					推:<0.02 (鶏の脂肪を参照)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.1 0.1	0.1 0.1		0.05 0.05			推:0.029 (鶏の肝臓を参照)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.1 0.1	0.1 0.1		0.05 0.05			(鶏の肝臓を参照) (鶏の肝臓を参照)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1	0.1 0.1		0.05 0.05			(鶏の肝臓、鶏の腎臓を参照) (鶏の肝臓、鶏の腎臓を参照)
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.02 0.02	0.02 0.02		0.02 0.02			推:<0.02 (鶏の卵を参照)
小麦粉(全粒粉を除く。) 小麦粉ふすま とうがらし(乾燥させたもの)	0.02 0.2 7	0.02 0.2 7					

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

農産物のうち国際基準又は海外基準を参照した際は、規制対象の違いを考慮し、係数0.7を掛けた値を基準値案とした。農産物にあってはイミダクロプリドのみをいい、畜産物にあってはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいう。

イミダクロプリド

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	1	
小麦	0.05	
大麦	0.05	
ライ麦	0.05	
とうもろこし	0.05	
そば	0.05	
その他の穀類 ^{注1)}	3	
大豆	3	
小豆類 ^{注2)}	3	
えんどう	3	
そら豆	3	
らつかせい	0.7	
その他の豆類 ^{注3)}	3	
ばれいしよ	0.5	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.4	
かんしよ	0.4	
やまいも(長いもをいう。)	0.4	
こんにやくいも	0.4	
その他のいも類 ^{注4)}	0.4	
てんさい	0.4	
さとうきび	0.04	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.4	
だいこん類(ラディッシュを含む。)	4	
かぶ類の根	0.4	
かぶ類の葉	3	
西洋わさび	0.4	
クレソン	3	
はくさい	0.5	
キャベツ	0.5	
芽キャベツ	0.5	
ケール	5	
こまつな	5	
きょうな	5	
チンゲンサイ	5	
カリフラワー	0.4	
ブロッコリー	5	
その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	5	
ごぼう	0.4	
サルシフィー	0.4	
アーティチョーク	2	
チコリ	3	
エンダイブ	5	
しゅんぎく	3	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	
その他のきく科野菜 ^{注6)}	5	
たまねぎ	0.07	
ねぎ(リーキを含む。)	0.7	
にら	1	
アスパラガス	0.7	
わけぎ	2	
にんじん	0.4	
パースニップ	0.4	
パセリ	3	
セロリ	4	
みつば	5	
その他のせり科野菜 ^{注7)}	4	

※今回基準値を設定するイミダクロプリドとは、農産物にあつてはイミダクロプリドのみをいい、畜産物にあつてはイミダクロプリド及び6-クロロピリジル基を有する代謝物をイミダクロプリド含量に換算したものの和をいう。

注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。

注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルグビア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。

注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい及びスパイス以外のものをいう。

注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注7)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値 ppm
トマト	2
ピーマン	3
なす	2
その他のなす科野菜 ^{注8)}	5
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちや(スカッシュを含む。)	1
しろうり	1
すいか	0.5
メロン類果実	0.4
まくわうり	0.4
その他のうり科野菜 ^{注9)}	1
ほうれんそう	15
オクラ	0.7
しょうが	0.3
未成熟えんどう	4
未成熟いんげん	3
えだまめ	3
その他の野菜 ^{注10)}	5
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	0.7
レモン	0.7
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7
グレープフルーツ	0.7
ライム	0.7
その他のかんきつ類果実 ^{注11)}	0.7
りんご	0.5
日本なし	0.7
西洋なし	0.7
マルメロ	0.5
びわ	0.5
もも	0.5
ネクタリン	2
あんず(アプリコットを含む。)	2
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	0.3
おうとう(チェリーを含む。)	2
いちご	0.5
ラズベリー	4
ブラックベリー	4
ブルーベリー	4
クランベリー	0.04
ハックルベリー	4
その他のベリー類果実 ^{注12)}	4
ぶどう	3
かき	1
バナナ	0.04
キウイ	0.2
パパイヤ	0.7
アボカド	0.7
グアバ	0.7
マンゴー	1
パッションフルーツ	0.7
その他の果実 ^{注13)}	4
ひまわりの種子	0.04
べにばなの種子	0.04
綿実	4
なたね	0.04
その他のオイルシード ^{注14)}	0.04

注8)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注9)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注10)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注12)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注13)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

イミダクロプリド(つづき)

食品名	残留基準値
	ppm
ぎんなん	0.05
くり	0.05
ペカン	0.04
アーモンド	0.04
くるみ	0.04
その他のナッツ類 ^{注15)}	0.04
茶	10
コーヒー豆	0.7
カカオ豆	0.05
ポップ	7
その他のスパイス ^{注16)}	5
その他のハーブ ^{注17)}	15
牛の筋肉	0.3
豚の筋肉	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注18)} の筋肉	0.3
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.3
豚の肝臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.3
牛の腎臓	0.3
豚の腎臓	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.3
牛の食用部分	0.3
豚の食用部分	0.3
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ^{注19)}	0.3
乳	0.1
鶏の筋肉	0.02
その他の家きん ^{注20)} の筋肉	0.02
鶏の脂肪	0.02
その他の家きんの脂肪	0.02
鶏の肝臓	0.1
その他の家きんの肝臓	0.1
鶏の腎臓	0.1
その他の家きんの腎臓	0.1
鶏の食用部分	0.1
その他の家きんの食用部分 ^{注21)}	0.1
鶏の卵	0.02
その他の家きんの卵	0.02
小麦粉(全粉粒を除く。)	0.02
小麦粉ふすま	0.2
とうがらし(乾燥させたもの)	7

注14)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。

注15)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。

注16)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注17)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注18)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注19)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注20)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

注21)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

平成23年5月30日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
乳肉水産食品部会長 山本 茂貴

食品衛生分科会規程第8条第3項に規定する
乳肉水産食品部会における決定事項の報告について

平成23年2月23日付け厚生労働省発食安0223第7号をもって諮問された、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく常温保存可能品に係る乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめるとともに、下記のとおり議決し、食品衛生分科会規程第8条第1項の規定により当部会の議決をもって食品衛生分科会の議決としたので、同条第3項の規定に基づき報告する。

記

常温保存可能品に係る乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正については、別紙のとおり改正することが適当である。

常温保存可能品に係る乳等省令の改正について

1. 経緯

常温保存可能品とは、一般にL1牛乳（ロングライフミルク）等とよばれ、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号、以下「省令」という。）第7条において、「牛乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳、加工乳又は乳飲料のうち、連続流動式の加熱殺菌機で殺菌した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、食品衛生上摂氏10度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものをいう。」と定められており、賞味期限表示の例外として規定とされている。

平成21年9月に消費者庁設置に伴う食品衛生法（昭和22年法律第233号、以下「法」という。）の改正により、法第19条に基づく省令第7条については、消費者庁（内閣府）が所管することになったのを受け、常温保存可能品の認定は内閣総理大臣が担当している*。

今般、消費者庁において新たに法に基づく表示基準に関する内閣府令を制定することとしていることから、常温保存可能品の必要な改正を行うことについて、厚生労働省から薬事・食品衛生審議会に対して諮問がなされた。

* 消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）附則第5条の規定による経過措置として、「内閣総理大臣」と読み替えて運用している。

2. 内閣府令案の内容

省令第7条に規定されている表示規定を新たな内閣府令に移行する。

第7条の規定は概ね移行するが、内閣総理大臣による常温保存可能品の認定規定については、削除する方針である。

3. 審議結果

大臣認定の削除により、常温保存可能品の安全性が確保できないおそれがあるため、引き続き安全性を確保する観点から、常温保存可能品の認定については厚生労働大臣が行うこととし、別紙のとおり省令を改正することが適当である。

(参考)

これまでの経緯

- 昭和 60 年 7 月 8 日 乳等省令改正（常温保存可能品に係る規定の制定）
平成 23 年 2 月 23 日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成 23 年 2 月 24 日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会

[委員]

- | | |
|--------|--|
| 阿南 久 | 全国消費者団体連絡会事務局長 |
| 石田 裕美 | 女子栄養大学実践栄養学科長・教授 |
| 甲斐 明美 | 東京都健康安全研究センター微生物部長 |
| 木村 凡 | 東京海洋大学食品生産科学科教授 |
| 小西 良子 | 国立医薬品食品衛生研究所衛生微生物部長 |
| 鈴木 敏之 | 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所水産物応用開発研究センター衛生管理グループ長 |
| 寺嶋 淳 | 国立感染症研究所細菌第一部第一室長 |
| 中村 政幸 | 財団法人畜産生物科学安全研究所参与 |
| 西渕 光昭 | 京都大学東南アジア研究所教授 |
| 野田 衛 | 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部第四室長 |
| 林谷 秀樹 | 東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授 |
| 堀江 正一 | 大妻女子大学家政学部食物学科教授 |
| 松田 幹 | 名古屋大学大学院生命農学研究科教授 |
| 山下 倫明 | 独立行政法人水産総合研究センター中央水産研究所水産物応用開発研究センター安全性評価グループ長 |
| ○山本 茂貴 | 国立医薬品食品衛生研究所食品衛生管理部長 |

(○：部会長)